

令和3年11月22日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver.7）について、次亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しました。
修正後のマニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事務連絡
令和3年12月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」の一部修正について

この度、令和3年11月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」について、経済産業省・厚生労働省・消費者庁が作成している資料の修正に伴い、次亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しましたので、お知らせします。

修正箇所は、別紙のとおりとなります。

修正後のマニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

＜本件連絡先＞
文部科学省：03-5253-4111（代表）
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918・2976）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021.11.22 Ver.7)」修正箇所

【3 ページ】

(修正前)	(修正後)
資料 1 1. 「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の <u>注意事項</u> 」	資料 1 1. 「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の <u>使用方法</u> 」

【30 ページ】

(修正前)	(修正後)
15「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html	15「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html <u>また、上のホームページの補足として、厚生労働省より以下の事務連絡が出されていますので御参考としてください。</u> <u>「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(令和3年10月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)</u> https://www.mhlw.go.jp/content/000847909.pdf

(修正前)	(修正後)								
<table><tr><th>次亜塩素酸水</th></tr><tr><td> ・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく （元の汚れがひどい場合などは、<u>有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい</u>） ・<u>十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす</u> ・<u>少し時間をおき（20 秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る</u> </td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td> ・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>注意事項</u>」参照（別添資料 1 1） </td></tr></table>	次亜塩素酸水	・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく （元の汚れがひどい場合などは、<u>有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい</u>） ・<u>十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす</u> ・<u>少し時間をおき（20 秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る</u>	(略)	・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>注意事項</u>」参照（別添資料 1 1）	<table><tr><th>次亜塩素酸水</th></tr><tr><td> ・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・<u>拭き掃除には有効塩素濃度 80ppm 以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使用</u> ・汚れをあらかじめ落としておく ・<u>拭く対象物に対して十分な量を使用</u> ・<u>流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う</u> ・きれいな布やペーパーで拭き取る </td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td> ・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>使用方法</u>」参照（別添資料 1 1） </td></tr></table>	次亜塩素酸水	・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・<u>拭き掃除には有効塩素濃度 80ppm 以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使用</u> ・汚れをあらかじめ落としておく ・<u>拭く対象物に対して十分な量を使用</u> ・<u>流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う</u> ・きれいな布やペーパーで拭き取る	(略)	・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>使用方法</u>」参照（別添資料 1 1）
次亜塩素酸水									
・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく （元の汚れがひどい場合などは、<u>有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい</u>） ・<u>十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす</u> ・<u>少し時間をおき（20 秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る</u>									
(略)									
・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>注意事項</u>」参照（別添資料 1 1）									
次亜塩素酸水									
・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・<u>拭き掃除には有効塩素濃度 80ppm 以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使用</u> ・汚れをあらかじめ落としておく ・<u>拭く対象物に対して十分な量を使用</u> ・<u>流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う</u> ・きれいな布やペーパーで拭き取る									
(略)									
・パンフレット「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の<u>使用方法</u>」参照（別添資料 1 1）									